

東京創価小学校

いじめ防止基本方針

2025. 4

目次

第1章:いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念
2. いじめの定義
3. いじめ防止のための組織
 - (1)名称
 - (2)構成員
 - (3)役割
4. 年間計画
5. 取り組み状況の把握と検証 ※PDCAサイクル

第2章:いじめ防止

1. 基本的な考え方
2. いじめ防止のための措置

第3章:早期発見

1. 基本的な考え方
2. いじめ早期発見のための措置

第4章:いじめ対応の流れ

1. 基本的な考え方
2. いじめ発見・通報を受けたときの対応
3. いじめられた児童生徒又はその保護者への支援
4. いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言
5. いじめが起きた集団への働きかけ
6. ネット上のいじめへの対応

第5章:いじめ重大事態への対応

1. 重大事態調査の目的
2. 重大事態の認知

3. 重大事態の発生報告
4. 調査委員会の設置・開催
5. 対象児童及び保護者に対し調査方針の説明
6. 調査開始報告の提出
7. 調査の実施
8. 調査結果の説明・公表

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1. 基本理念

いじめは、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題であり、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものである。いじめに対しては、全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも、必ず親身になって相談に応じることが大切である。その全教職員の姿勢が、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することにつながる。

そのためには、学校として、全ての教育活動において生命や人権を大切にする精神を貫き、教職員自身が、児童一人ひとりを、多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやか発達を支援するという児童観、指導観に立ち、指導を徹底することが重要となる。

上記の考えをもとに、本校では全ての教職員が「いじめは、どこの学校・どの学級でも起こりうるものであり、『いじめ問題』に全く無関係ですむ児童はいない』という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない、明るく楽しい学校生活」を安全に送ることができるように「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを絶対に許さない。見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障し、適切な指導を行う。
学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

この理念に基づき、ここに「いじめ防止基本方針」を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※2013 年「いじめ防止対策推進法」

◆具体的ないじめの態様は、以下のようなものである。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ▶ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ▶ 金品をたかられる。
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ▶ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。

< 基本的認識 >

「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑧は、教職員がもつべき「いじめ問題」についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは、大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは、教職員の教育観や児童観、指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

3. いじめ防止のための組織

(1) 名称

友情推進委員会（いじめ防止対策委員会）

(2) 構成員

＜いじめ発生時＞

管理職（校長・副校長・教頭・課長）・児童部長・養護教諭・
スクールカウンセラー・該当学年主任・該当学級担任・該当特別クラブ顧問
※必要に応じて、学校顧問弁護士・精神科医・創価教育センター等位

＜平常時＞

運営委員長：副校長 副委員長：教頭
委員：学年主任・養護教諭・事務局

(3) 役割

- ア. 「いじめ防止基本方針」の策定
- イ. いじめの未然防止
- ウ. いじめの対応
- エ. 教職員の資質向上のための研修
- オ. 年間計画の企画と実施
- カ. 年間計画の進捗のチェック
- キ. 各取組の有効性の検証
- ク. 「いじめ防止基本方針」の見直し

4. 年間計画

基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

<年間計画>

いじめ問題・不登校対策年間計画

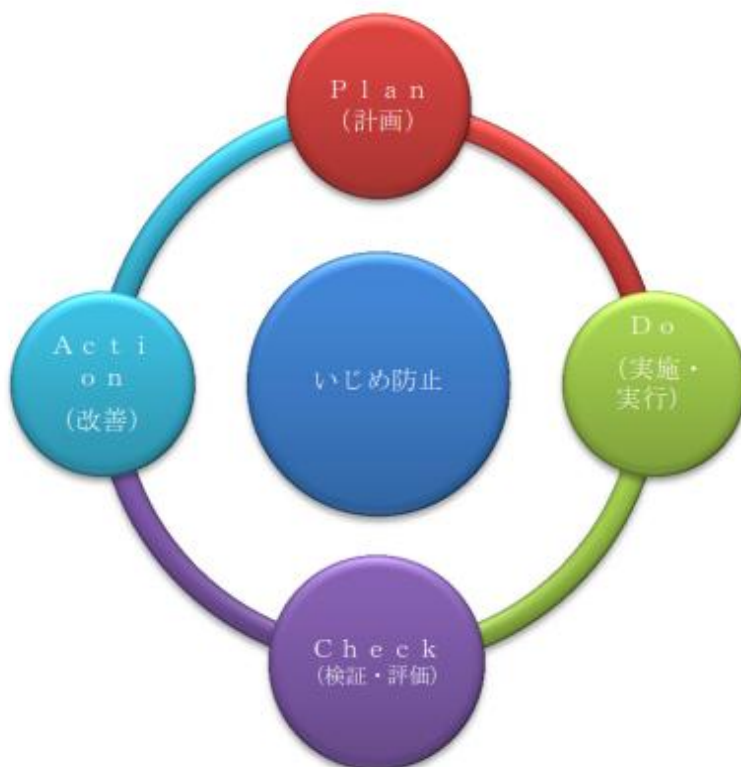
いじめ問題・不登校対策年間計画

学 期	月	校 内 研 修
1 学期	4 月	・実態把握：教育相談 ・児童集会：新入生歓迎の集い ・保護者会：全校・学年・学級保護者会の活用 ・1年生保護者オリエンテーション・家庭訪問
	5 月	・研修：「児童のセーフティネット(いじめ)」教員研修 ・実態把握：家庭で気になることをスクールカウンセラー相談日 ・実態把握：いじめアンケート ・参観日：授業公開
	6 月	・実態把握：Q-Uアンケート ・参観日：保護者面談
	7 月	・実態把握：クラスアンケート ・参観日：1年生保護者会 いじめアンケート報告会
	8 月	・研修：「児童のセーフティネット(いじめ・人権)」教員研修
2 学期	9 月	・実態把握：夏休み生活調査・家庭で気になることを調査 ・参観日：授業公開・6年生保護者会
	10月	・参観日：運動会 ・実態把握：いじめアンケート
	11月	・児童集会：英知の日・創立記念式典 ・実態把握：Q-Uアンケート
	12月	・児童集会：児童ハーモニーフェスティバル ・実態把握：クラスアンケート いじめアンケート報告会
3 学期	1 月	・実態把握：いじめアンケート ・参観日：保護者面談
	2 月	・情報交換：いじめアンケート分析・引き継ぎ事項の整理 ・保護者会：全校・学年・学級保護者会の活用
	3 月	・児童集会：卒業生を送る集い ・情報交換：学級編成での引き継ぎ いじめアンケート報告会

※緊急発生時：緊急対応会議の開催

5. 取り組み状況の把握と検証 ※PDCAサイクル

各学期の終わりなどに、友情推進委員会（いじめ防止対策委員会）による検討会議を年3回開催し、取組が計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。



第2章 いじめ防止

1. 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を、各教科、特別の教科・道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組の中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質

を高めていくことが必要である。

＊いじめを未然防止のための全教員が取り組む体制を明示し、確認する。

＊安心・安全に学校生活を送ることができるなど、未然防止のための学校独自の基本的な考え方を示す。

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどこの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有する。好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。

2. いじめ防止のための措置（児童・教員・学校・保護者）

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、全教職員に対して「いじめは、全ての児童に起こりうるもの」としてとらえ、発見してから取り組むというのではなく、全教職員を対象に事前の働きかけを行い、未然防止の取り組みを行うことを徹底する。

児童や学級の様子を知るには、全教職員の気づきが大切である。児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められる。

全児童に対して、つながり支え合う授業、わかる授業づくりを進め、授業での不安や不満が高まらないように授業改善に努める。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するためには、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくりのためには、児童自身が、価値ある存在として自分自身を認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れることが大切である。

教職員が全児童に対して愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた、温かい学級経営や教育活動を展開することが、自己の存在感や充実感を与えることになり、いじめの発生を抑え、未然防止する上で大きな力となる。

そのために、全ての児童の可能性を信じ、児童の授業規律についての改善・解決を行い、授業中の姿勢、発表の仕方や聞き方の指導を見直して授業改善に取り組んでいく。

年間を通じて、社会体験や生活体験を計画的に配置し、児童自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、学ぶ機会を設けていく。また、異学年交流なども取り入

れて絆づくりを深めていく。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、つながり支え合う授業、分かりやすい授業づくりを進めるために、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、ストレスに適切に対処できる力を育み、互いに認め合える人間関係や学校風土をつくる。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等が、子どもたちを傷つけいじめを助長してしまう場合がある。教職員が良きモデルとなり、慕われ信頼されることが求められる。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取り組みとして、余計なストレスを生まない学校づくりを進める。

教職員の子どもたちへの温かい声掛けが、「認められた」との自己肯定感につながる。学校生活の中で、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で「人の役に立った」「認められた」という経験が児童を成長させる。他者の尊重や他者への感謝の気持ちを育て、ストレスに適切に対処できる心を育てる。また、少しくらいのストレスがあっても負けない自信を育む。

- (5) 児童が自らいじめについて学び、意義を理解し、自分たちの問題として受け止め、自分たちができることを主体的に考えて、行動できるように働きかけていく。

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いに大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人のかけがえのない存在であるといった命の大切さを道德の時間などの指導をとおして育む。
- ・「誰一人置き去りにしない」との気持ちで、「いじめは決して許されないこと」という意識を児童が持つように様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際に、知らせることは決して悪いことではないことをあわせて指導する。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。

- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されないこと」という姿勢を教員が持っていることを様々な活動をとおして児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等、いじめ問題についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・全教育活動をとおして、「いじめは絶対に許さない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を実施し、結果から児童の様子の変化などを教職員で共有する。
- ・校長などは、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会等で行い、学校として「いじめは絶対に許さない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、まわりの大人に知らせる大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、いじめについて教職員の理解と実践力を深める。
- ・いつでもだれにでも相談できる体制の充実を図る。
- ・教員がいじめだと感じたり、児童・保護者から「いじめ」の単語が出たりしたら、記録を始め、担任、学年主任、管理職で共有の短時間でも、児童理解会議（いじめ対策会議）を持つ。

第3章 早期発見

1. 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあたっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝え、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえに、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められる。

- * 児童生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないこと。
- * 教職員が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有すること。

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日ごろから教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員が認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日ごろから児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す反応や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめ実態把握に取り組む。

2. いじめ早期発見のための措置

- (1) 休み時間や放課後など児童の様子に目を配り、「児童のいるところには、教職員がいる」ことを目指し、日常の観察をとおして、気になる変化が見られたら、メモを取り、記録に残していくことを教職員で共有していく。

※東京都のいじめ早期発見チェックリストなどの活用

- (2) クラスの様子は、学級日誌や個人ノートなどの記述からもうかがえる。また、コメントのやり取りから児童・保護者との信頼関係が生まれていく。実態把握の方法として、定期的なアンケート等を実施し、情報を確実に把握し共有する。把握した情報に基づき、速やかな対応に結び付ける。
- (3) 保護者と連携して児童を見守るため、家庭で気になったことを遠慮なく連絡していただく等、積極的に保護者からの相談を受け入れる環境をつくる。
- (4) 児童と保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、定期的な教育相談としては、毎月8回のカウンセラー出勤日を活用し、週2回の保護者相談室を活用する。教員が多忙感を見せたり、児童の相談に対して、悩みを過小評価したり、相談を受けたのに真摯な対応を怠ることがないように心がける。
- (5) おとぎの道＜保護者の手引き＞に記載し、保護者会などでも内容を理解していただくように努め、相談体制を広く周知する。

いじめチェックシートやアンケートを活用して、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。

- (6) 教育相談等で得た児童の個人情報について、プライバシー保護に配慮するなど、その対外的な取扱いや管理についての方針を明確にして、十分に注意して扱う。

児童が教職員や保護者にいじめについて相談することは、非常に勇気のいる行為である。いじめている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを十分に配慮し、その対応について細心の注意を払うべきである。その対応如何によっては、教職員への不信感を生み、その後に情報が入らなくなり、いじめが潜在化することが考えられる。

第4章 いじめ対応の流れ

1. 事案認知 ⇒ いじめ防止対策委員会

「いじめ」を認知 児童本人又は保護者からの訴え、連絡帳やアンケートへの記載、周囲の児童・大人による現場の目撃、等

- ・軽重を個人で判断しない、速やかに学年主任や管理職に報告する。
- ・組織で対応 ⇒ 「いじめ防止対策委員会」を開催する。

事実確認に向けた聴き取り計画や保護者連絡のタイミング等を決定する。

※ 保護者から「いじめられている」との申し出があった際の留意点

- ・迅速な対応（直接の申し出でなかった場合には速やかに連絡）を行う。
- ・（状況によって）辛い思いをさせていること、心配をかけていることに対して謝罪する。
- ・学年主任・管理職にも報告し、学校として速やかに対応することを伝える。

※ 児童相談所や警察が関わるような場合は、法人本部にも報告し、対応を検討する。

2. 聴き取り

《ポイント》対象児童を守ること。

（対象児童：いじめを受けたもしくはその疑いがある）

事案の事実関係を明らかにすること。

（対象児童に対し）

- ・対象児童の保護を最優先とし、二次的な問題の発生を防ぐため傷ついた心のケアを行う。その際に、以下の点に留意する。

「誰も助けてくれない」という無力感を取り払うこと

「必ず守る」という決意を伝えること

大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受け止めないこと

「辛さや願いを話す」ことができる安心感のある関係をつくること

- ・聴き取り後、学校としての対応を検討し、保護者に連絡し学校の進め方を説明する。

（周辺児童に対し）

- ・事実関係の正確な確認のため、周辺の児童からの聴き取りも実施することもある。

（関係児童に対し）

（関係児童：いじめを行った疑いのあるもしくは何らかの関係があると思われる）

《ポイント》関係児童を叱ったり指導をしたりせず、聴き取りに徹する。

心理的安全性を保ち本音を引き出し、行為の背景の把握に努める。

- ・授業時間外で行うことを原則とする。授業を受ける権利を制約しないこと、周囲にう

わさが広まらないように配慮する必要性があることを認識する。

- ・複数の児童に対する聴き取りが必要な場合は、原則、同時刻に個別に聴き取りを行う。
- ・聴き取りシートなどを用い、日時・場所・行為・態様・行為に至った背景などを具体的に聞き取る。事案の背景が浮かぶように、実際の場面を再現することも必要。場合によっては図やイラストを描き本人にも示し確認する。

3. 事実確認と対応プランの決定 ⇒ いじめ防止対策委員会

- ・聴き取りシートを踏まえ、一致点・不一致点を確認する。必要があれば再聴き取りを実施する。事実をもとに、検討を行う。

(情報について⇒事実なのか、伝聞なのか、推測なのか)

- ・今後の対応プランや保護者連絡の内容について検討する。
- ・対象児童の保護者、関係児童の保護者への報告を行う。

4. 指導

- ・関係児童の保護者にも協力を要請し、関係児童が自身の行為を振り返り（内省し）、対象児童との関係修復に向けて、自分ができを考えるようになることを目指す。

(保護者には、今回のことを通じて本人の学びにつなげることを理解してもらう)

- ・関係児童の成長支援という視点に立って、関係児童が内面に抱える不安や不満、ストレスなどを受け止めるように心がける。
- ・保護者に対しては、電話ではなく本人同席のもと、対面で行うこともある。
- ・必要に応じて、学級又は学年での指導も行う。

【参考】《いじめの衝動を発生させる原因》

- ①心理的ストレス（過度のストレスを攻撃することで解消しようとする）
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤金銭などを得たいという意識
- ⑥いじめの対象となることへの回避感情

※関係児童の心の深層には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。「自分がなぜいじめに走ってしまうのか」「どうしていじめることでしか気持ちを保てないのか」ということに無自覚な場合も多く、丁寧な内面理解に基づく働きかけを行う。

【参考】《いじめが複雑化し、対応困難になるケース》

※適切な対応を怠れば、どのようないじめも深刻化する可能性があるとの認識が大事である。

- ・周りからは仲がよいと見られるグループ内のいじめ
- ・閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ・被害と加害が錯綜しているケース
- ・教職員側が、対象児童にも問題があるとみてしまうケース
- ・いじめが起きたホームルームが学級崩壊的状况にある場合
- ・いじめが集団化し孤立状況にあるケース（対象児童がそう捉えている場合も含む）
- ・特に配慮が必要な児童に関わるケース（発達障害、LGBTQ 等）
- ・学校と関係する児童の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

5. 関係修復

- ・謝罪の場を持つ場合には、必ず教員が立ち会う。対象児童が謝罪を望まない場合や、関係児童の内省が深まらない場合は謝罪の場は設定しない。
- ・謝罪の場は必須ではなく、当然ゴールではない。
- ・「解消の二条件」に留意する。

※「解消の二条件」とは

- ・いじめに係る行為が止んでいること(3か月が目安)
- ・対象児童・保護者が心身の苦痛を感じていないこと

6. 情報共有と経過観察

- ・本人たちを見守り経過観察するとともに、各家庭に対して定期的に連絡を入れ連携を密にしていく。
- ・可能であれば、いじめ事案を総括し、全教員で共有する。

第5章 いじめ重大事態への対応

〇いじめ重大事態の定義》

- ①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
＝「生命心身財産重大事態」
- ②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
(年間30日を目安)＝「不登校重大事態」

1. 重大事態調査の目的

いじめにより対象児童が重大な被害を受けるに至った事実関係を可能な限り明らかにし、当該重大事態への対処（対象児童への心のケアや必要な支援、法に基づいて、いじめを行った児童生徒や関係児童に対する指導及び支援等）及び同種の事態の再発防止策を講ずることを行うことを目的とする。

2. 重大事態の認知

- ・重大事態についての判断は、「いじめ防止対策委員会」で重大事態の定義に従って行う。
- ・重大事態の可能性が見込まれた段階ですみやかに法人本部に報告する。

3. 重大事態の発生報告

「重大事態発生報告書」（様式1）を私学部宛に提出する。 ※国への報告書も提出。

4. 調査委員会の設置・開催

- ・文科省が定めるガイドラインに従って「調査委員会」を設置する。
- ・学校としての調査方針を検討する。

5. 対象児童及び保護者等に対し調査方針の説明

- ・対象児童・保護者への説明については2段階で行うことも考えられる
重大事態と判断した直後及び調査委員会の体制が整った段階
- ・説明項目は以下の通り
 - ①調査の根拠、目的 ②調査組織の構成 ③調査時期・期間
 - ④調査事項・調査対象（聴き取りの児童生徒・教職員の範囲を含む）

⑤調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法、手順）

⑥調査結果の提供

⑦調査終了後の対応

※以上①～⑦までの事項について関係児童及び保護者に対しても説明を行う。

6. 調査開始報告の提出

「重大事態調査開始報告書」（様式2）を私学部宛に提出する。

7. 調査の実施

- ・「いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に」説明する。
- ・因果関係の特定を急ぐのではなく、事実関係を速やかに調査し、再発防止に努めることとする。
- ・アンケートを実施する場合はいじめ重大事態の調査のためであり、対象児童及び保護者に提供する場合があることを事前に説明を行う。
- ・対象児童・保護者へ適切に経過報告を行う。

8. 調査結果の説明・公表

- ・対象児童及び保護者に調査結果の説明を適切に行う。
- ・いじめを行った児童及び保護者にも説明を行う。
- ・私学部への調査結果の報告及び説明（様式3）を行う。報告には以下の内容を含む。
 - ①重大事態調査の位置付ける ②調査の目的、調査組織の構成
 - ③当該事案の概要 ④調査の内容 ⑤当該事案の事実経過
 - ⑥当該事案の事実経過から認定しうる事実
 - ⑦学校及び学校設置者の対応 ⑧当該事案への対処及び再発防止策の提言
- ※対象児童及び保護者は所見をまとめた文書を添える場合がある
- ・調査結果の公表については対象児童及び保護者の意向も勘案し、学校設置者及び学校が判断。

【参考資料】

- ・「生徒指導提要」（2022 文科省）
- ・「いじめ防止等のための基本的な方針」（2017 文科省）
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（2024 文科省）
https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」（2024 文科省）
https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_4.docx

この方針は2025年4月1日より施行する